

臨床検査委託仕様書

(目的)

委託者（以下「甲」という）、受託者（以下「乙」という）が臨床検査委託業務を行うにあたり、標準的な基準を設け、当該業務を効率的に運行することを目的とする。

1. 検体の集配

(1) 月曜日から土曜日の週6日、16時30分以降とする。

(2) 検査項目等の情報をUSBにて依頼する。（細菌検査等の特殊検査は依頼書を使用する）

(3) その他、双方協議のうえ決定する。

2. 報告書

(1) 月曜日から土曜日の週6日、13時頃までとする。

(2) 検査結果をUSBにて受け取り、かつ報告書用紙を必要とする。（細菌検査等の特殊検査は報告書用紙のみ、2枚とする）

3. 基準値

別紙外注検査実績一覧参照

4. 検査報告までに要する日数

別紙外注検査実績一覧参照

5. 再外注率

1%未満が望ましい。

6. 至急対応

通常集配で検査終了後直ちに、報告はFAXまたは電話対応とする。

7. 緊急対応（針刺し事故等）

特別集配で、報告はFAXまたは電話対応とする。（翌朝までに報告必要）

8. 臨床検査システム「Lavolute8」との連携

検査会社負担とする。

9. 支払方法

- (1) 乙は、甲乙間で取り決めた締日（毎月末日）までの1ヶ月分の検査料金及び容器料金を甲に請求し、甲は締日より90日以内に当該料金を乙に支払うものとする。
- (2) 乙は、前項の請求にあたり、検査料金及び容器料金の他に消費税額を別途甲より申し受けるものとする。

10. 再検査

乙は、甲から検査結果に対し疑義が提起された場合、甲と協議の上必要と認めた場合は再検査を行い、その結果を甲に報告するものとする。

11. 検査に関するクレーム

乙は、乙が報告した検査結果等、検査に関して最終依頼者からクレームが発生した場合、甲の要請に応じ、技術的な面から誠意をもって甲に協力するものとする。

12. 責任の所在

- (1) 11のクレームの結果、甲が最終依頼者に対し損害を賠償することとなった場合、その原因が乙に直接起因する場合には、甲はこれを乙に請求することができるものとする。
- (2) 甲が乙に前項の請求をしようとする場合には、損害賠償として最終依頼者に支払う金額について、甲は事前に乙の同意を得るものとする。

13. 検体の保存

乙は、甲に検査結果を報告した後、乙の定める一定期間は当該検体を再検査等に備え保存するものとする。

14. 精度管理

乙は、検査データの正確性の維持向上を図るため、精度管理の向上につとめるものとする。

15. 個人情報の保護

- (1) 乙は、本件業務の実施に際して知り得た個人情報については厳重に管理し、法令に定めるほか、正当な理由なく第三者に開示、提供しないものとする。
- (2) 乙は、前項の義務を履行するため、自己の組織内に個人情報の安全管理に関する責任者を定め、従業員に対する必要かつ適切な監督を行う等、十分な安全管理措置を講じるものとする。
- (3) 乙は、個人情報の紛失、漏えい等の発生、もしくはそのおそれのある場合には、直ちに甲に通知し、甲の指示に基づき適切な措置を講じるものとする。

(4)乙は、乙の故意又は過失により本仕様書の規定に違反して甲に損害を与えたときは、その損害の賠償責任を負うものとする。

(5)甲は、乙における個人情報の安全管理状況を確認するため、報告を求め検査することができるものとする。

16. 契約の改定

本契約の有効期間中に、甲乙いずれかより契約改定の申し入れがあった場合は、双方協議の上、その取扱いを決定するものとする。

17. 契約の解除

甲がその責めに帰すべき事由により本契約に違反したときは、乙は何らの通知催告を要しないで本契約を即時解除することができるものとし、甲は期限の利益を失うものとする

18. 有効期間

(1)本契約の有効期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(2)前項の規定にかかわらず、15の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

19. 疑義等

本仕様書の各項に関し疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、甲乙互譲協調の精神に基づき、誠意をもって協議し解決するものとする。